

週休 2 日の推進に係る試行実施要領

1. 目的

建設業界では、若手技術者の離職・入職者の減少が続き、将来の担い手確保・育成が大きな課題となっており、建設現場における職場環境の改善が急務とされている。

神戸市においても、建設現場における週休 2 日制を推進し、受発注者双方へ休日確保の意識付けを図ることを目的として、週休 2 日の推進に係る試行実施要領（以下「本要領」という。）を定めるものとする。

2. 取り扱い

本要領は、神戸市が発注する土木工事において、週休 2 日を推進するために試行する取組について取りまとめたものである。

3. 対象工事

平成 30 年 10 月 1 日以降の単価を適用して発注する土木工事

ただし、成績評定対象外の工事、災害復旧工事、準備期間・後片付け期間を除いた工期が 30 日未満の工事は除く

4. 週休 2 日の定義

対象期間において、4 週 8 休以上の休工日を確保することをいう。

4 週 8 休以上の休工日確保達成の可否については、下式により判断する。

$$\text{休工日合計日数} \geq \text{対象期間の土日および年末年始・夏季休暇の合計日数}$$

※年末年始は 6 日間、夏季休暇は 3 日間とする。

やむをえず 4 週 8 休以上の休工日を確保できない場合は、翌月に振替日を設定することができる。また、休工日とは現場が稼動していない日を指す。

5. 対象期間の定義

現場着工日から現場完了日までを対象期間とする。

ただし、準備期間、後片付け期間、工場製作のみの期間、一時中止期間、全部中止期間等は除く。

6. 休日取得状況の確認方法

請負人は休工日取得実績表（様式-1）を作成し、月に 1 度、監督員に提出する。

ただし、休工日・振替日取得状況の確認が可能であれば、他の資料に代えることができる。

7. 工事成績評定

週休2日を達成した工事では、工事成績評定において評価する。

担当監督員評定の「工程管理」の項目において、「休日の確保を行っている」および「その他」の項目で「適」とする。

週休2日が未達成の場合でも、減点措置は行わないこととする。

8. その他

監督員は、現場閉所の前日などに、現場閉所中の作業が発生するような指示等を行わないように配慮する。

9. 疑義の処理

本要領に疑義を生じた場合または記載の無い事項については、監督員と協議するものとする。

休工日取得実績表

発注者名	
工事件名	
工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
請負人名	

提出日 平成 年 月 日

日	曜日	休工日取得実績	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			
合計			

※休工日取得実績欄には、休工日を取得した場合に「○」を記入してください。

ただし、下記は休工日から除くものとします。

準備工期間、後片付け期間、工場製作のみの期間、一時または全部中止期間等

※4週8休以上の休工日取得の判定式は下記のとおりとします。

休工日合計日数 ≥ 対象期間の土日および年末年始・夏季休暇の合計日数